

**町民課からの
お知らせ**

**国民年金の
免除申請について**

国民年金第1号被保険者は毎月
の保険料を納めていただく必要
があります。
収入の減少や失業などにより
保険料を納めることが経済的に
難しいときは、「保険料免除・
納付猶予制度」の手続を行って
ください。

保険料免除や納付猶予になっ
た期間は、年金の受給資格期間
に算入されます。
※納付猶予になった期間は年金
額には反映しません。
※学生の方は「学生納付特例制
度」を利用してください。
受給する年金額を増やすに
は、保険料免除や納付猶予になっ
た保険料を後から納める（追納
制度）ことができます。
保険料の納付期限から2年を
経過すると時効により免除申請
ができないなど、必要要件を満

**『児童手当・特例給付
現況届』の提出について**

この届は、毎年6月1日現在の
状況を把握し、引き続き児童手当
などを受給する要件を満たしてい
るかを確認するためのものです。
**提出がない場合、6月分以降の
手当が受給できなくなります。**
必ず提出期限までに提出してく
ださい。

**【提出期限】 6月30日（火）
【届出に必要なもの】**

○現況届
○受給者の健康保険証（写）
○印鑑（認め印）

【お問い合わせ先】
高知西年金事務所
町民課 222・3117
大正 町民生活課 227・0112
十和 町民生活課 28・5112

たしていなければ将来、障害年
金や遺族年金などを受給できな
くなる場合があります。
未納期間がある方、失業など
で保険料納付が困難な場合は、高
知西年金事務所または、役場年金
担当にお問い合わせください。

**ひとり親家庭
医療費受給者証の
更新申請について**

現在受給資格をお持ちの方に
更新申請書を送付します。引き
続き助成を受けるためには、こ
の申請書の提出が必要です。
【受給要件】

生計を共にする方全員に令和
元年分所得税が課税されてい
ないこと。

【更新申請に必要なもの】

○更新申請書
○生計状況に関する調査票
○健康保険証（受給者全員分）
○印鑑（認印）

詳細は案内文書をご覧ください。
【提出期限】 6月30日（火）

※未申請の方・交付申請が却下さ
れた方も、今回の受給要件を満
たしていれば助成を受けること
ができます。該当する方は6月
中に申請をお願いします。

【お問い合わせ先】
町民課 222・3117
大正 町民生活課 227・0112
十和 町民生活課 28・5112

意見公募の実施について

「四万十町過疎地域自立促進計画」について意見公募(パブリックコメント)を実施します。

町の過疎対策として、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、財政上の特別措置を活用するため、「四万十町過疎地域自立促進計画」を策定していますが、今回、計画の一部を変更する必要が生じたため、変更案について意見公募を実施いたします。

- 募集期間 6月24日(水)～7月15日(水)
- 閲覧場所(募集期間中のみ)
本庁西庁舎1階閲覧所、大正・十和地域振興局1階閲覧所、
興津出張所 ※四万十町ホームページでも閲覧できます。
- 提出方法
①意見箱への投函
閲覧場所に備え付けの意見書に記入して投函してください。
- ②郵送
〒786-8501 四万十町琴平町16-17
四万十町役場企画課 企画調整係 宛 ※送料はご負担願います。
- ③FAX 22-3123
④Eメール 103080@town.shimanto.lg.jp
⑤四万十町ホームページの専用フォームからも投稿できます。

【お問い合わせ先】 企画課 企画調整係 ☎22-3124

働く女性・事業主・医師・助産師の皆さん

母性健康管理指導事項連絡カード をご存じですか？



新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容などによって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。
こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。

母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

！本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和3年1月31日です。

新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

指導の例

感染の恐れが低い作業への転換または出勤の制限
(在宅勤務・休業)

母性健康管理措置には、他にも以下のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状などに関する措置(作業の制限、勤務時間の短縮、休業など)

このほか、妊娠中の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限などについて、労働基準法により、主治医等からの指導がなくても請求できます。



働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト
「女性にやさしい職場づくりナビ」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



職場における妊娠中の女性労働者などへの配慮について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

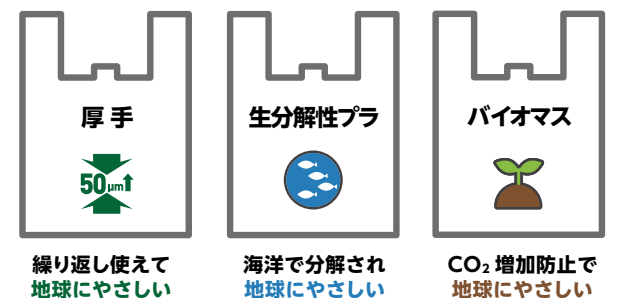


お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115



環境コーナー

知っていますか？
ちょっとやさしい
レジ袋



上記の3点については、法令に基づく有料化の対象とはなりませんが、あらゆるレジ袋を有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本です。

レジ袋削減にご協力ください

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート

消費者向け レジ袋有料化お問合せ窓口 ☎0570-080180
事業者向け レジ袋有料化お問合せ窓口 ☎0570-000930

経済産業省
レジ袋有料化に関するHP
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_sop.html

財務省 厚生労働省 MAFF 経済産業省 環境省